

## 規 則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月3日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

埼玉県公安委員会規則第1号

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和40年埼玉県公安委員会規則第3号）  
の一部を次のように改正する。

別表第1川口警察署の項中「芝 中 田 町 交 番」を

「芝 中 田 交 番」に、

「並 木 町 交 番」を

「並 木 交 番」に改める。

附 則

この規則は、平成29年2月15日から施行する。